

はじめに

徳島県立保健製薬環境センターは、平成23年5月1日に保健環境センターと製薬指導所との統合再編により発足し、今年で4年目を迎えます。この間、組織のスリム化や検査・分析体制の効率化を進めるとともに、関係行政機関との連携をより強めることにより、センター機能の向上を図ってまいりました。

当センターが受け持つ業務は、感染症法、食品衛生法、薬事法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの各種法令に基づく検査・分析が大きな割合を占めております。われわれセンター職員一同は、県民の健康や安心・安全に寄与する「健康危機管理の拠点」としての機能を果たすため、検査・分析技術レベルの維持・向上を図り、正確かつ的確な検査・分析結果を提供するよう、常に尽力しております。

特に、近年において、社会問題となっている危険ドラッグの検査・分析体制の充実や鳥インフルエンザなど新興感染症への対応、微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染の監視体制の強化などに取り組んできたところでございます。

一方、当センターは、「県内の科学的・技術的中核機関」としての責務を果たすべく、限られた予算、設備、人員の中で、県民ニーズを捉え、県民目線に立った試験研究を実施しております。この試験研究については、評価制度を設けており、平成26年度も外部評価委員による試験研究評価委員会の事前評価を受け、平成27年度から新たに1つの研究課題を実施することになっております。

今回、発行する年報には、業務報告に加えて、当センターの各担当が収集した検査結果や測定データを基に、県内の状況を分析した調査研究報告や資料も併せて掲載しております。御高覧の上、御意見や御指導を賜れば幸いです。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

平成26年12月

徳島県立保健製薬環境センター

所長　湯浅和佳